

監査公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年6月30日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 下 江 洋 行

監査結果の措置対象

建設部

土木課、用地開発課、都市計画課、鳳来総合支所地域課・作手総合支所地域課の建設部関係事務

監査結果報告年月日

令和2年3月11日

監査結果に対する措置通知年月日

令和2年6月29日

講じた措置等の内容

【土木課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

《意見》

平成25年の道路法改正に伴い5年に1回、近接目視を基本とする橋梁点検が義務化され、委託により計画的点検を実施してきたが、本年度から一部直営で行うようになった。点検業務委託と直営の基準を策定するとともに、点検に携わる職員の安全確保、業務手順書の整備を図られたい。

《措置内容》

直営点検につきましては、地上又は梯子で点検が可能な橋を実施しており、橋梁点検車や高所作業車等が必要な点検につきましては、点検業務委託にて実施しております。

点検に際しては、業務手順書を作成し、職員の安全確保に努めます。

【用地開発課】

《意見》

新城市土地開発公社補助金要綱第2条では、「補助対象経費は、公社の健全な業務の運営を確保するために必要な経費」とされている。抽象的な表現であるので要綱の見直しを検討されたい。

《措置内容》

新城市は新城市土地開発公社の出資団体であり、公社が保有する土地の簿価と時価（実勢価格）の乖離が進んでいることは、市の将来的な負担を増加させる要因ともなってきました。

そこで、公社の健全な業務運営を確保していく目的で、平成28年度にこの補助金交付要綱を制定したところです。

その目的において、対象となる補助内容は多岐にわたるとの判断から、抽象的な表現を取っていますが、当該意見を受け、今後、公社の経営健全化を図る協議の場を通じて、補助対象の内容を、具体的な表現ができるよう整理します。

【都市計画課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

《意見》

無料耐震診断数が伸び悩んでいる。耐震改修工事の促進に併せて、耐震シェルターの設置についても推進されたい。

《措置内容》

耐震シェルターにつきましては、庁舎1階の情報カフェにおいて、実物大のモデル展示や、2階通路においてミニチュアの模型展示を行うなど周知を図って参りました。今後も、積極的な情報発信を行って参ります。